

福島県入札制度等監視委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、附属機関の設置に関する条例（昭和29年福島県条例第35号）第3条の規定に基づき、福島県入札制度等監視委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者その他知事が適当と認める者のうちから、知事が委嘱する。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第4条 委員会に、委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。ただし、委員の任期満了に伴い新たに組織された委員会の最初に開催される会議は、知事が招集する。

2 委員長は、委員会の会議の議長となる。

3 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。ただし、第9条の規定による除斥又は第10条第2項の規定による回避のため過半数に達しないときは、この限りでない。

4 委員会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 委員会は、必要があると認めるときは、議事に係る関係者又は専門的知識を有する者に対し、会議への出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な書類の提出を求めることができる。

(答申の期限)

第6条 委員会は、入札及び契約に係る苦情に関する事項について知事から諮問を受けた場合においては、当該諮問の日から起算して50日以内に知事に答申するものとする。

(意見の尊重等)

第7条 知事は、委員会から調査審議に係る事項に対する意見を受けたときは、これを尊重し、必要な措置を講じるものとする。

(部会)

第8条 委員会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員の定数は、6人以内とする。

3 部会に属すべき委員は、委員長が指名する。

4 部会に部会長を置き、委員長の指名する委員をもって充てる。

5 部会長は、部会の事務を掌理する。

6 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

7 部会の会議は、部会長が招集し、部会長が部会の会議の議長となる。

8 第5条第3項から第5項までの規定は、部会に準用する。

9 委員会は、その定めるところにより、部会の議決をもって委員会の議決とすることができる。

(委員の除斥)

第9条 委員は、自己、配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族又は同居の親族の利害に関係のある事案については、議事に加わることはできない。

(委員の回避)

第10条 委員は、事案に関し調査審議の公正が確保できない事情があると認めるときは、委員会に対し、当該事案からの回避を願い出なければならない。

2 委員会は、前項の規定による願い出があった場合において正当な理由があると認めるときは、当該願い出を承認しなければならない。

(守秘義務)

第11条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第12条 委員会の庶務は、総務部財務総室入札監理課において処理する。

(委任)

第13条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

2 この規則の施行後最初に開催される委員会の会議は、第5条第1項本文の規定にかかわらず、知事が招集する。

附 則

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。